

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

3～10 （略）

11 **総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

第5条の4 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 （略）

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三～六 （略）

2 （略）

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一・二 （略）

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5・6 （略）

- 7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 （略）

3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 （略）

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 （略）

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第二十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める数値は、百分の十八とする。

令和 8 年度地方債同意等額（1 次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第 5 条の 3 第 1 項並びに第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項又は地方財政法施行令第 2 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

I 令和 8 年度地方債に係る同意等（1 次協議分）

1. 同意等額

（単位：億円）

	同意等額 (1 次協議分) (A)	既届出額 (7 月分まで) (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(57) 68,055	(31) 15,803	(88) 83,858	(139) 94,738
東日本 大震災分	(-) 4	(-) -	(-) 4	(1) 16
総計	(57) 68,058	(31) 15,803	(88) 83,862	(140) 94,754

※ 1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※ 2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

※ 3 このほか、令和 7 年度に同意した学校教育施設等整備事業債の資金区分を財政融資資金から民間等資金へ変更する協議について同意を行う。（変更協議額：84.2 百万円）

2. 今回同意等を行う主な事業債

- 公共事業等債（1 兆 77 億円）
- 過疎対策事業債（5,248 億円）
- 公共施設等適正管理推進事業債（4,700 億円）
- 一般事業債（3,759 億円）
- 緊急防災・減災事業債（2,925 億円）
- 公営企業債（総額 2 兆 6,435 億円）

II 今後のスケジュール

- 8 月 7 日（金）同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和8年度 第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	同意等額						地方債計画額		
	令和8年度 1次協議までの同意等額 ※1			令和7年度同時点 までの同意等額	対前年度増減額	対前年度比率	地方債計画額	計画残額	割合
	A	既届出分 (7月分まで)	1次協議同意等額						
一 般 会 計 債	55,288	13,668	41,620	57,399	▲ 2,110	▲3.7%	60,671	5,383	91.1%
公 共 事 業 等	14,509	4,432	10,077	14,088	421	3.0%	15,765	1,256	92.0%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業 ※ 2	587	46	542	501	86	17.2%	-	▲587	-
公 営 住 宅 建 設 事 業	2,205	1,321	884	2,218	▲ 13	▲0.6%	1,083	▲1,122	203.6%
災 害 復 旧 事 業	515	1	515	627	▲ 111	▲17.8%	1,127	612	45.7%
教育・福祉施設等整備事業	6,170	1,233	4,937	5,825	346	5.9%	6,726	556	91.7%
学 校 教 育 施 設 等	2,626	562	2,065	2,377	249	10.5%	3,143	517	83.6%
社 会 福 祉 施 設	425	159	266	488	▲ 64	▲13.1%	365	▲60	116.3%
一 般 廃 棄 物 処 理	2,149	324	1,825	2,119	31	1.4%	1,989	▲160	108.1%
一 般 補 助 施 設 等	765	135	630	626	138	22.1%	692	▲73	110.5%
施設(一般財源化分)	206	54	152	214	▲ 9	▲4.1%	537	331	38.3%
一 般 単 独 事 業	25,064	6,388	18,676	28,145	▲ 3,081	▲10.9%	28,125	3,061	89.1%
一 般	6,267	2,509	3,759	5,539	728	13.2%	3,043	▲3,224	206.0%
地 域 活 性 化	687	366	321	380	307	80.6%	690	3	99.5%
防 災 対 策	510	88	423	578	▲ 68	▲11.7%	871	361	58.6%
地 方 道 路 等	3,308	1,747	1,561	3,126	182	5.8%	3,921	613	84.4%
旧 合 併 特 例	484	-	484	1,700	▲ 1,216	▲71.5%	1,400	916	34.6%
緊 急 防 災 ・ 減 災	3,475	549	2,925	7,044	▲ 3,569	▲50.7%	5,000	1,525	69.5%
公 共 施 設 等 適 正 管 理	5,098	398	4,700	4,704	394	8.4%	4,500	▲598	113.3%
緊急自然災害防止対策	2,901	362	2,539	3,068	▲ 166	▲5.4%	4,000	1,099	72.5%
緊急浚渫推進事業	545	69	476	485	60	12.3%	1,100	555	49.5%
脱炭素化推進事業	1,076	213	863	1,194	▲ 118	▲9.9%	900	▲176	119.6%
こども・子育て支援事業	158	7	151	163	▲ 5	▲2.9%	450	292	35.2%
デジタル推進事業	542	72	471	165	378	229.5%	1,350	808	40.2%
高等学校教育改革等推進事業	13	8	4	-	13	-	900	887	1.4%
辺地及び過疎対策事業	5,784	-	5,784	5,546	238	4.3%	6,700	916	86.3%
辺 地 対 策	536	-	536	521	14	2.8%	600	64	89.3%
過 疎 対 策	5,248	0	5,248	5,025	223	4.4%	6,100	852	86.0%
公共用地先行取得等事業	453	247	206	449	5	1.0%	345	▲108	131.4%
行 政 改 革 推 進	-	-	-	-	0	-	700	700	-
調 整	-	-	-	-	0	-	100	100	-
公 営 企 業 債	28,570	2,135	26,435	28,312	258	0.9%	34,067	5,497	83.9%
水 道 事 業	7,800	239	7,560	7,600	200	2.6%	7,912	112	98.6%
工 業 用 水 道 事 業	451	4	447	389	62	15.9%	398	▲53	113.3%
交 通 事 業	1,382	217	1,164	1,448	▲66	▲4.6%	1,652	270	83.6%
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	110	-	110	218	▲108	▲49.5%	173	63	63.7%
港 湾 整 備 事 業	477	43	434	539	▲62	▲11.5%	634	157	75.3%
病院事業・介護サービス事業	4,422	491	3,931	4,927	▲505	▲10.3%	6,378	1,956	69.3%
市場事業・と畜場事業	264	83	181	203	61	30.0%	456	192	57.9%
地 域 開 発 事 業	633	21	612	714	▲81	▲11.4%	991	358	63.8%
下 水 道 事 業	12,972	1,035	11,937	12,223	749	6.1%	15,373	2,401	84.4%
観 光 そ の 他 事 業	60	1	59	51	9	18.0%	100	40	60.2%
国の予算等貸付金債	(88)	(31)	(57)	(115)	(▲ 27)	▲23.3%	(139)	(51)	63.4%
合 計	(88)	(31)	(57)	(115)	(▲ 27)	▲23.3%	(139)	(51)	63.4%
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借 換 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総 計	(88)	(31)	(57)	(115)	(▲ 27)	▲23.3%	(139)	(51)	63.4%
	83,858	15,803	68,055	85,711	▲1,852	▲2.2%	94,738	10,880	88.5%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※1 第1次分+届出7月分まで。

※2 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	同意等額						地方債計画額		
	令和8年度 1次協議までの同意等額			令和7年度同時点 までの同意等額	対前年度増減額	対前年度比率	地方債計画額	計画残額	割合
	A	既届出分 (7月分まで)	1次協議同意等額						
一 般 会 計 債	3	-	3	0	3	2121.4%	11	8	31.1%
公 営 住 宅 建 設 事 業	3	-	3	-	3	-	8	5	41.8%
災 害 復 旧 事 業	-	-	-	-	-	-	1	1	-
一 般 補 助 施 設 等 ※	0	-	0	0	▲0	▲47.4%	-	▲0	-
一 般 単 独 事 業	-	-	-	-	-	-	2	2	-
公 営 企 業 債	0	-	0	0	0	250.4%	5	5	1.6%
水 道 事 業	0	-	0	0	0	250.4%	4	4	2.1%
下 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-	1	1	-
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	-
総 計	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	-
	4	-	4	0	3	1874.6%	16	12	21.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3 合 計

(単位:億円)

	同意等額						地方債計画額		
	令和8年度 1次協議までの同意等額			令和7年度同時点 までの同意等額	対前年度増減額	対前年度比率	地方債計画額	計画残額	割合
	A	既届出分 (7月分まで)	1次協議同意等額						
1 通常収支分	(88) 83,858	(31) 15,803	(57) 68,055	(115) 85,711	(▲ 27) ▲1,852	▲23.3% ▲2.2%	(139) 94,738	(51) 10,880	63.4% 88.5%
2 東日本大震災分	- 4	- -	- 4	- 0	- 3	- 1874.6%	(1) 16	(1) 12	- 21.9%
合 計	(88) 83,862	(31) 15,803	(57) 68,058	(115) 85,711	(▲ 27) ▲1,849	▲23.3% ▲2.2%	(140) 94,754	(52) 10,893	63.0% 88.5%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※ 復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。